

改正労働者派遣法に基づく情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定により、以下の通り情報を提供致します。

1. 令和4年度実績（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

| | |
|--------------|----------------------|
| 派遣労働者の数 | 18人 |
| 派遣先の数 | 2件 |
| 派遣料金の平均額 | 26,000円（1日8時間当たりの平均） |
| 派遣労働者の賃金の平均額 | 19,892円（1日8時間当たりの平均） |
| マージン率 | 23.5% |

マージン率は以下の計算で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

2. マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費

マージン率とは、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を単純に示すものです。

派遣事業運営に必要な経費は派遣労働者の賃金ではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要な経費には主に以下に示す「法定福利費」「福利厚生費」「その他経費」などがあり、これらの費用を上記のマージン率の中から捻出して派遣事業運営を行っています。

| | |
|-------|---|
| 賃金 | 給与（通勤費・有給休暇取得費用・資格手当・特別手当・特別技術手当） 賞与・期末一時金 |
| 法定福利費 | 厚生年金保険・健康保険・雇用保険・労災保険などの会社負担分 ※基本的に社会保険料は会社と労働者が折半で払っています。 |
| 福利厚生費 | 退職金・慶弔見舞金・資格取得支援・セミナー受講費用・レクリエーション費など |
| その他経費 | 派遣事業運営スタッフ人件費・教育研修費・旅費交通費・販売管理費 振替など |

3. 教育訓練に関する事項

ニューテレス・テクノでは、どこに出ても恥ずかしくない社会人の育成、映像技術業界で必要となる技術研修とお客様に信頼される社員を目指した教育研修によってスキルアップ・キャリアアップを応援します。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 階層別研修 | 新規採用者研修 ビジスマナー研修 リーダー研修 コーチング研修 |
| 職能別研修 | PC操作研修映像 システム基礎研修 システム図面研修 |

※これらの教育訓練に係る費用もマージン率に含まれます。